

ひとり親家庭医療費助成制度について

ひとり親家庭等の経済的負担軽減・健康維持のために医療費の一部を助成する制度です。

①対象者

- 20歳未満の児童を監護・養育している「配偶者のいない父、母、又は養育者」
- ✓高鍋町内に住所があり、生活保護を受給していない方
- ✓児童扶養手当法第9条に規定する所得の範囲内の方

②申請に必要な書類

- 申請者の健康保険証
- 申請者の個人番号(マイナンバー)が分かるもの

③助成額

- 保険診療にかかる自己負担分の全額を助成します。
- ※入院時の食事代や室料、診断書代、自由診療等の保険適用外の費用は含まれません。



④助成の方法 (入院と外来で異なります)

◀入院の場合▶

入院代の支払時にひとり親家庭医療費受給資格証を病院に提示することで、あらかじめ保険診療分の自己負担が無料となります。ただし、食事代などの「診療外負担」や差額ベッド代などの保険適用外の費用は助成対象外のため、別途の自己負担を支払う必要があります。

◀外来の場合▶

病院で診療後に発行された領収書(原則コピー不可)を申請書に添付し、診療月の翌月以降に役場福祉課に申請してください。なお、申請書の領収欄に医療機関から証明を受けたものでも申請できます。提出された領収書や申請書を確認後、後日、助成額を口座に振り込みます。

※口座情報は確認の上記入してください。間違いがあると振込ができないことがあります。

⑤その他

- ・入院される際には入院前に限度額認定の手続きをお願い致します。
- ・医療費助成の申請は、病院を受診した月から1年以内に行ってください。
- ※1年を過ぎると助成の対象外となります。
- ・毎年8月に受給資格の更新手続きがあります。(別途通知します。)
- ・新年度開始は11月1日です。(11月1日～翌年の10月31日までを1年間としています。)



適正な受診をこころがけましょう！

- 信頼できるかかりつけ医をもち、重複受診(はしご受診)はやめましょう。
- 緊急でない場合は、休日や夜間の診療を控えましょう。
- 効き目・安全性が同じで低価格なジェネリック医薬品の利用を相談しましょう。
- 受診の際は、必ずお薬手帳を持参しましょう。(場合によっては、お薬代が10円～30円安くなります。)

ひとり親家庭医療費助成制度は、町民の皆さまの貴重な税金で実施しています。

制度の安定的な運営のため、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

ひとり親家庭医療費助成 Q & A

Q. ひとり親家庭医療費助成制度は何歳まで利用できますか？

A. 扶養する児童が20歳になる誕生日まで利用することができます。

但し、児童が高校卒業後、自分で生計を立てるようになった場合は利用できません。

Q. この制度を利用する要件に「児童扶養手当法に規定する所得の範囲内」とありますが、現在、私は他の親族(父や母、兄弟等)と同居しており、その親族の所得が高いため、児童扶養手当を受給していません。この場合、ひとり親医療費助成制度は利用できないのでしょうか？

A. ひとり親医療費助成制度では、児童を監護・養育している方の所得で判定するため、他の親族(保護者の父や母、兄弟等)の所得を含まない場合があります。実際に児童を誰が扶養しているのか(保険証や税の申告状況等で確認)で判断を行うため、児童扶養手当を受給していない方でもひとり親医療費助成制度の対象となる場合があります。

Q. どの病院で受診しても対象になりますか？

A. 歯科や皮膚科等でも、保険診療代金として支払ったものであれば対象です。同様に、県外の病院を受診した場合でも、保険診療であれば対象となります。

Q. 病院を受診したときは毎月申請したほうが良いのですか？

A. 受診した翌月以降に、1か月分をまとめて申請していただきます。毎月申請する必要はなく、数か月分をまとめて申請することもできます。

ただし、申請期限は「病院を受診した月から1年以内」です。1年を超えると助成対象外となりますので、ご注意ください。

Q. 去年の4月4日に受診した領収書を提出していませんでした。

今日は1年後の4月20日ですが、1年経過しているため申請できないのですか？

A. 申請可能です。病院を受診した月から1年以内は申請を行うことができますので、この場合では4月末が申請期限となります。(5月になると申請できません。)

Q. 病院を複数受診したときはどうしたら良いですか？

A. 複数受診した場合でも、領収書を役場に提出し、医療費助成の申請を行ってください。

1枚の申請書に、同じ月に受診した領収書をまとめて添付できます。

Q. 領収書をなくしたときはどうしたら良いですか？

A. 病院で領収書の再発行を受けるか、申請書に証明を受けてください。なお、証明にかかる代金は助成されませんのでご注意ください。

Q. 申請後、助成額の振り込みまでどれくらい日数がかかりますか？

A. 毎月20日を締日としており、その日までに申請があったものについて、翌月末に振り込みます。

(例:4月受診分を5月20日に申請した場合、6月末に助成額を振込)